

新潟県青少年健全育成条例に基づく立入調査員の指定手続き等について（例
規通達）

昭和52年 6 月28日
本部（防）第13号

〔沿革〕 令和 8 年 3 月本部（警務）第17号改正

みだしのことについて、下記のとおり定めたから、誤りのないようにされたい。

なお、新潟県青少年保護育成条例の運用について（昭和42年 5 月26日付け保発第232号）は、廃止する。

記

1 指定の上申

所属長は、その所属の職員に新潟県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年新潟県規則第48号）第16条の規定に基づく立入調査員の指定を受ける必要があるときは、立入調査員指定上申書（別記様式第 1 号）により、本部長に上申すること。

2 立入調査員証の記載事項変更（返納）報告

所属長は、立入調査員が次に掲げる事項に該当するときは、速やかに立入調査員証記載事項変更（返納）報告書（別記様式第 2 号）に立入調査員証を添えて、本部長に報告すること。

- （1）立入調査員証の記載事項に変更があつたとき。
- （2）その所属において少年補導に従事しなくなつたとき。

3 上申又は報告の手続き

前記 1 及び 2 に基づく上申又は報告は、人身安全・少年課長を経由して行うこと。